県北広域振興局長告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 令和2年10月30日

県北広域振興局長 高 橋 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一戸山形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡九戸村大字長興寺第1地割字外川62番11地先内	为新	m	m
		44. 7∼17. 2	91. 3
	旧	22. 4~15. 4	91. 3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 令和2年10月30日から同年11月30日まで